

職場における騒音障害防止対策の推進について

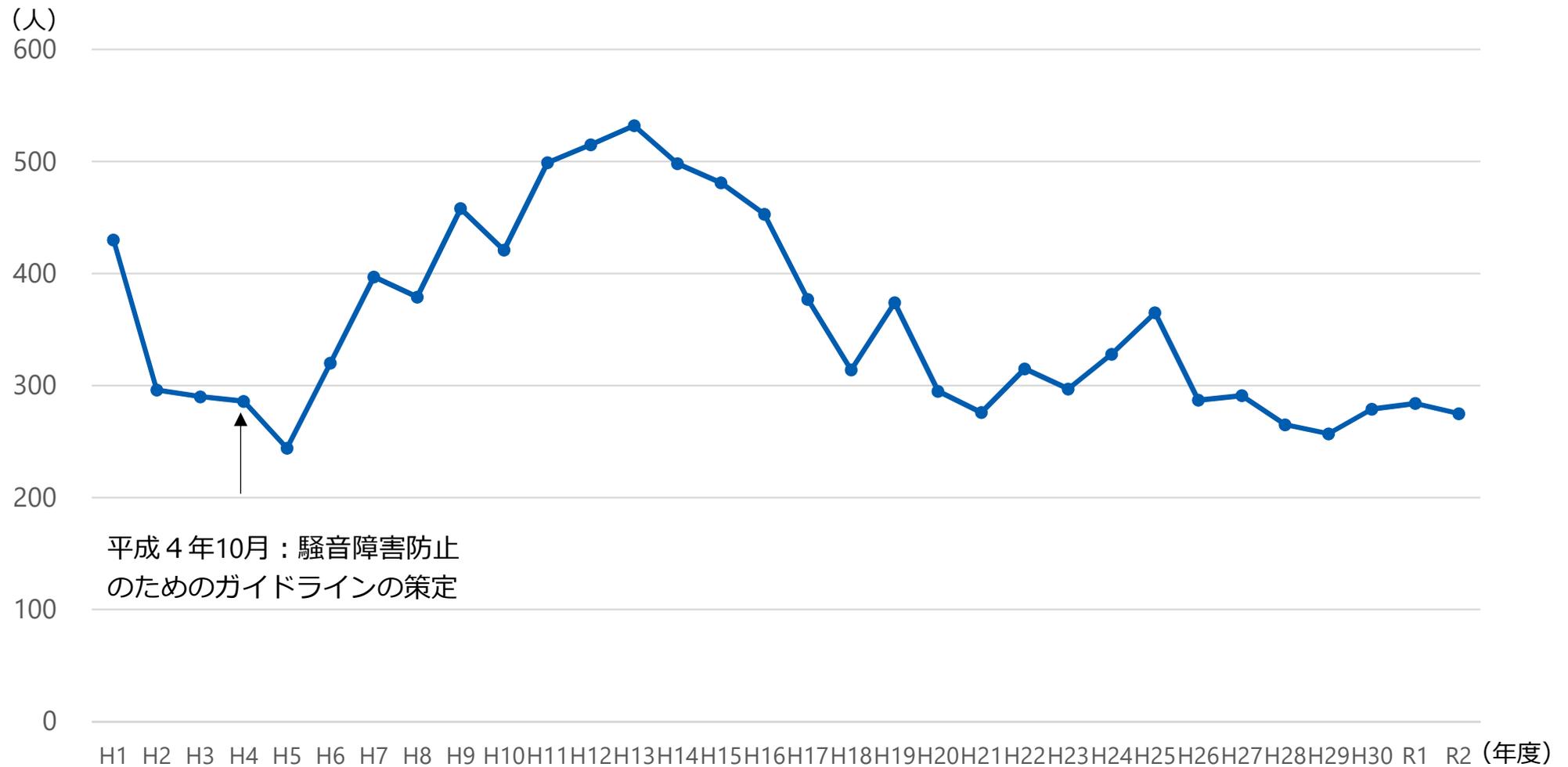
第151回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

騒音性難聴の労災認定状況

- 近年、騒音性難聴による新規労災認定者数は、年間300人程度で推移している。



出典：労災保険給付データをもとに労働衛生課にて作成

騒音性難聴の労災認定事案の分析結果（業種別）

- 平成28年度から平成30年度の騒音性難聴の新規労災認定者のうち、労災保険給付実地調査復命書により業種や作業内容を確認できた者（621人）を分析した。
 - 建設業が約52%を占め、そのうちトンネル工事が約42%であった。
 - 製造業が約26%を占め、そのうち船舶製造・修理が約47%であった。
- （単位：人数）

業種		認定年度			小計	合計（%）
業種	種類	H28	H29	H30		
建設業	トンネル工事	45	42	50	137	323 (52%)
	土木工事	7	12	5	24	
	その他	49	64	40	162	
製造業	船舶製造・修理	22	22	32	76	160 (26%)
	金属製品製造	4	9	14	27	
	その他	19	13	12	57	
	鉱業	19	27	28	74	74 (12%)
	林業	14	8	6	28	28 (4%)
	その他	10	10	16	36	36 (6%)
	合計	198	211	212	621	621 (100%)

騒音性難聴の労災認定事案の分析結果（作業場別）

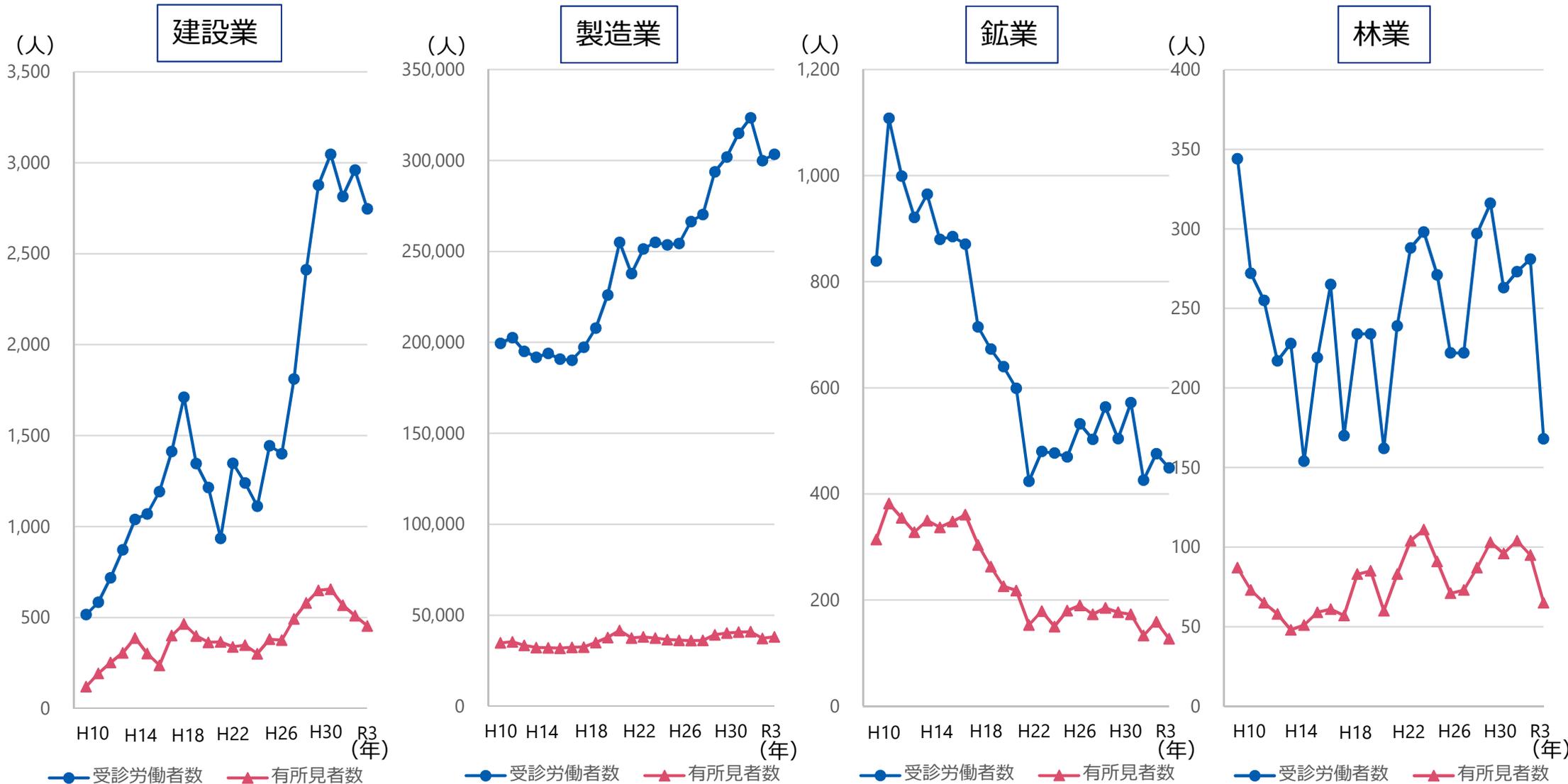
- 現行のガイドラインの対象作業場での従事歴があった者が約99%（617人）であった。
- 特に、手持ち動力工具等を取り扱う業務を行う作業場が多かった。

（単位：人数）

作業場		認定年度			合計
		H28	H29	H30	
ガイドラインの対象作業場の	圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場（建設業など）	66	81	74	221
	金属の表面の研削等の業務を行う作業場（船舶製造・修理など）	24	25	31	80
	チェーンソー等を用いた伐採等を行う作業場（建設業、林業など）	27	30	12	69
	車両系建設機械を用いて掘削等を行う坑内の作業場（トンネル工事など）	17	21	26	64
	ハンマーを用いて金属の成型等を行う作業場（船舶製造・修理など）	20	10	16	46
	ボルト等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場（建設業など）	19	13	12	44
	圧縮空気により駆動される機械等を取り扱う業務を行う屋内作業場（建設業など）	5	7	8	20
	木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場（建設業、製造業など）	9	2	3	14
	その他	11	20	28	59
ガイドラインの非対象作業場の	溶接を行う作業場、ぎょう鉄作業を行う作業場、内燃機関の運転を行う作業場、ゴミ収集を行う作業場	0	2	2	4
合計		198	211	212	621

特殊健康診断（騒音）の実施状況

- 令和3年の特殊健康診断（騒音）の受診労働者（約32万7千人）のうち、製造業が約93%であった。
- 令和3年の有所見者（約4万1千人）のうち、製造業が約93%であった。



まとめ

- 業種別では、建設業（約52%）、製造業（約26%）、鉱業（12%）の順に新規労災認定者が多かった。
- 作業場別では、ガイドラインの対象作業場のうち特定の作業場での新規労災認定者が多かった。
- 特に、手持ち動力工具等を取り扱う業務を行う作業場での新規労災認定者が多かった。
- 特殊健康診断（騒音）の受診労働者及び有所見者は製造業が多かった。

騒音障害防止のためのガイドラインの見直しのポイント

労災認定事案の分析結果のほか、騒音作業場の実態調査結果（※1）、騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会の報告書（※2）を踏まえ、ガイドラインを改正する。

- 新規労災認定者が多い業種（建設業、製造業等）における対策の徹底
 - ・ 特殊健康診断（騒音）の実施の徹底
 - ・ 手持ち動力工具等を取り扱う作業を行う労働者に対する、聴覚保護具の着用を新たに追加
 - ※ 個人ばく露測定等により、労働者がばく露する等価騒音レベルが常時85dB未満であることが明かな場合を除く。
 - ・ 事業場の取組体制を強化するため、事業者が、作業場ごとに騒音障害防止対策の管理者を定め、当該管理者に対する教育を実施することを新たに追加
 - ※ なお、労働者に対する教育は、必要な科目に絞る。

※1 「令和2年度騒音作業場に関する実態把握事業」を中央労働災害防止協会に委託し、騒音レベルの測定などの実地調査を行った。

※2 「令和3年度騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討事業」を中央労働災害防止協会に委託し、学識経験者、産業界の実務経験者で構成された検討会を開催し、見直しの検討を行った。

騒音障害防止のためのガイドラインの見直しのポイント

○ 技術の発展や知見の蓄積を踏まえた見直し

- ・ 音源が常時移動する場合における作業等においては、個人ばく露測定によることも可能とすることを追加
- ・ 聴覚保護具の選定に当たっては、JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加
- ・ 特殊健康診断（騒音）の検査項目の見直し

※ 定期健康診断のスクリーニング検査における、4,000Hzの音圧レベルを25dB・30dBに変更する。

雇入時又は配置替時や、定期健康診断のスクリーニング検査において異常がみられた者その他医師が必要と認める者に対して実施する検査に6,000Hzの検査を追加する。

○ その他

ガイドラインの非対象作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる場合には、ガイドラインと同様な騒音障害防止対策を講ずることが望ましいことを周知する。

今後、パブリックコメントを実施し、年度内に騒音障害防止のためのガイドラインを改正する。